

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年8月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年8月21日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

子育て支援課 眞仲課長、山本主査

3 件名

白井市子ども医療費助成制度にかかる所得制限の撤廃について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【質疑等】

- ・行政経営改革と事務の効率化の観点から、所得制限を撤廃することで、担当課としての事務は減るのか。
⇒事務は緩和される。
- ・今回の所得制限の撤廃は、第5次総合計画に掲げている「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」に向けた取り組みであるが、これに係る財源は、一般財源となる。平成30年度予算編成に当たっては、部の中でスクラップすべき事業を精査し、財源調整を図られたい。

※子ども医療費助成制度にかかる所得制限の撤廃については、平成30年度当初予算の編成過程において、財政状況を踏まえ、実施を先送りすることとしました。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

別 記

第 1 号様式その 1（第 4 条第 4 項関係）

平成 2 9 年 8 月 2 1 日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（健康福祉部・子育て支援課）

1 件名

白井市子ども医療費助成制度にかかる所得制限の撤廃について

2 目的

平成 2 7 年度からスタートした子ども子育て支援制度のもと、社会全体で子どもの育ち、子育てを支え、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められており、また、市では、平成 2 8 年度を初年度とする第 5 次総合計画においても、子育てしたくなるまちづくりに向け、子育てに係る経済的負担の軽減を取り組みとして子育て支援を進めている。

このことから、子ども医療費については、従前の所得制限を廃止し、助成対象者を限定せず、これまで助成を受けることができなかった子育て世帯に対しても等しく助成することで、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、市の目指す子育て支援の充実に努める。

3 効果

子育て中の世帯に対して等しく助成することで、必要とするすべての家庭が利用できる支援となり、子育て世帯に対する経済的負担の軽減並びに等しく医療を受ける環境が整備されることとなり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが図られる。

4 現状と課題

市ではこれまで、医療費助成は県の基準を基本としつつ、市独自の助成を上乗せし、対象を中学校 3 年生までの通院・入院まで拡大し、助成対象者の負担能力に応じ助成を実施してきた。

市としては従来、医療扶助として本制度の制度設計を行ってきたため、助成対象者の負担能力に応じた適正な負担を求める観点から、所得制限を設けて助成を実施してきたが、昨今の子ども医療費の助成状況は、対象となる年齢や窓口における自己負担金、所得制限の有無な

ど、県の制度に市町村独自の助成を上乗せしているところが多く、財政状況などによって助成内容に差異があり、居住地によって受けられる子どもの医療にかかる公的扶助の格差に不公平感が生じている。

このことから、従来の医療扶助という概念から、子育て世代の経済的負担軽減をすることにより子育て環境の充実を図る、子育て支援策の一環として制度設計を見直す必要がある。

5 対応

子ども医療費助成受給券の更新時期に合わせ、平成30年8月1日以降の医療費助成に対し、所得制限を撤廃したい。

平成30年8月1日とする理由

- ① 平成30年4月からの事業実施も可能と思われるが、助成を実施するにあたり登録申請が必要となること、また、制度変更の周知にあたっては、当初予算成立後が原則となることから、十分な周知が図れないことが懸念される。
- ② 登録後、7月までの助成については、償還払いが原則となり、窓口において申告する必要があるため、助成に対する負担感が生じる。

(参考) 所得制限撤廃に伴う経費負担等の見込み

平成28年度実績ベースに対し

対象人数：1,021人の増

助成額：25,749,185円の増

6 スケジュール

平成30年4月～ 制度変更の周知

規則改正

平成30年6月頃 千葉県へ制度改正の報告

平成30年8月～ 事業実施（受給券更新）

7 その他

8 関連情報

関係法令等	白井市子ども医療費の助成に関する規則
関係課	子育て支援課
予算措置	事業費 一般会計 3款1項2目 237,896千円 特定財源 76,888千円

子ども医療費助成の経緯と現状について

<p>1. これまで の取 り組み</p>	<p>【市基準の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年4月1日 乳幼児医療費の助成制度を発足 ・平成10年4月1日 対象が3歳未満の入院・通院、3歳～就学前は7日以上の継続入院となった ・平成14年度以前は、領収書による償還払い申請 ・平成15年4月1日～受給券を医療機関に提示して給付が受けられる現物給付方式と同時に、乳幼児の所得制限をなくした ・平成17年8月1日 入院について就学前まで拡大 ・平成19年8月1日 通院について就学前まで拡大 ・平成21年4月1日 入院について小学校6年生まで拡大（小学生医療費助成制度を発足し、小学生は所得制限を設けた） ・平成22年8月1日 県基準に併せ、自己負担200円から300円に増（名称を子ども医療費助成制度に変更） ・平成22年12月1日 県基準に併せ、通院について小学3年生まで拡大 ・平成24年8月1日 通院について、小学校6年生まで拡大 ・平成24年12月1日 県基準に併せ、入院について中学校3年生まで拡大し、所得制限ありとした ・平成25年8月1日 新児童手当特例給付の所得制限限度額に合わせ、所得制限限度額の上限を約90万円拡大 ・平成28年8月1日 通院について、中学校3年生まで拡大 																														
<p>2. 現 状</p>	<p>【市基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生までの入院・通院・保険調剤 ・自己負担額、入院1日300円、通院1回300円（保険調剤は無料） ※なお、市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なし。 ・児童手当特例給付に順じた所得制限あり（ただし、乳幼児は制限なし） <p>【県基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院・保険調剤：小学校3年生まで ・入院：中学校3年生まで ・自己負担額：入院1日300円、通院1回300円（保険調剤は無料） ・児童手当特例給付に順じた所得制限あり ※ <u>県基準の1/2が補助金として交付される。</u> <p>【県内の状況】平成29年8月1日現在（備考欄は平成27年8月1日現在数値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内54市町村 <p>○対象年齢</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">入院</th> <th style="width: 10%;">通院</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">市町村数（54）</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高3</td> <td>高3</td> <td>13</td> <td colspan="2">印西市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町など</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>中3</td> <td>41</td> <td colspan="2">白井市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市など</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>小6</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>小3</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	入院	通院	市町村数（54）			備考	高3	高3	13	印西市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町など		7	中3	中3	41	白井市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市など		43	中3	小6				2	中3	小3				2
入院	通院	市町村数（54）			備考																										
高3	高3	13	印西市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町など		7																										
中3	中3	41	白井市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市など		43																										
中3	小6				2																										
中3	小3				2																										

○所得制限

乳幼児	小学以上	市町村数（５４）		備考
なし	なし	４７	千葉市、船橋市、鎌ヶ谷市、印西市ほか	４４
なし	あり	４	白井市、市川市、柏市（小３までなし） 鋸南町（小３までなし）	５
あり	あり	３	銚子市、館山市、南房総市	５

（参考）Ｈ２７年８月１日以降の変更状況

所得制限撤廃実施自治体：

あり・あり→なし・なし：茂原市・白子町（平成２９年８月１日～）

なし・あり→なし・なし：御宿町（平成２８年４月１日～）

○自己負担金

乳幼児	小学以上	市町村数（５４）		備考
０円	０円	１１	勝浦市、鴨川市、四街道市など	１１
０円又は ２００円	０円又は ２００円	１７	松戸市、成田市、印西市、佐倉市など	１７
０円又は ３００円	０円又は ３００円	２１	白井市、市川市、船橋市、柏市、鎌ヶ谷市な ど	２１

その他：５市

千葉市：乳幼児～小３と入院小４～中３まで０円又は３００円、通院小４～中３まで０円又は５００円

市原市：０歳０円、１歳～就学前０円又は３００円、小学以上０円又は３００円

浦安市：乳幼児０円、小学以上０円又は２００円

いすみ市：乳幼児～中３は０円又は３００円、高校生は０円又は７００円

大網白里市：乳幼児～小３、入院小４～中３は０円、通院小４～中３は０円又は３００円

*所得制限：

※扶養親族等の数が４人以上の場合の限度額は、１人につき３８万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは４４万円)を加算した額

扶養親族等の数	所得制限限度額
０人	６２２万円
１人	６６０万円
２人	６９８万円
３人	７３６万円

千葉県の最近の制度変更

- ・２０年度 自己負担額を２００円から３００円に増額
- ・２２年度 通院について小学校３年生までに拡大
- ・２４年度 入院について中学校３年生までに拡大
- ・２５年度 所得制限限度額が旧児童手当準拠から新児童手当準拠へと拡大
→ 約９０万円限度額が拡大。

【県内類似団体の状況】

- ・四街道市
中学校３年生までの通院・調剤及び入院
自己負担なし
所得制限なし

各市町村の子ども医療費助成制度の助成内容について

平成29年8月1日時点

番号	市町村名	助成の対象年齢		現物給付の対象年齢 (受給券の発行対象年齢)		自己負担金		所得制限	
		入院	通院	入院	通院	乳幼児	小学生以上	乳幼児	小学生以上
1	千葉市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	小1～小3: 入院小4～中3: 0円又は300円 通院小4～中3: 0円又は500円	なし	なし
2	銚子市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	あり	あり
3	市川市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	あり
4	船橋市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
5	館山市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	あり	あり
6	木更津市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
7	松戸市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
8	野田市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
9	茂原市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
10	成田市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
11	佐倉市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
12	東金市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
13	旭市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
14	習志野市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
15	柏市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	小1～小3:なし 通院小4以上:あり
16	勝浦市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
17	市原市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0歳児:0円 1歳児以上0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
18	流山市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
19	八千代市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
20	我孫子市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
21	鴨川市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
22	鎌ヶ谷市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
23	君津市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
24	富津市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
25	浦安市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円又は200円	なし	なし
26	四街道市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
27	袖ヶ浦市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
28	八街市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
29	印西市	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
30	白井市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	あり
31	富里市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
32	南房総市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	あり	あり
33	匝瑳市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
34	香取市	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
35	山武市	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
36	いすみ市	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	小1～中3:0円又は300円 高1～高3:0円又は700円	なし	なし
37	大網白里市	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	小1～小3:0円 通院小4～中3: 0円又は300円 入院小4～中3:0円	なし	なし
38	酒々井町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
39	栄町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
40	神崎町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
41	多古町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
42	東庄町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
43	九十九里町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
44	芝山町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は200円	0円又は200円	なし	なし
45	横芝光町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
46	一宮町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
47	陸沢町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
48	長生村	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
49	白子町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
50	長柄町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
51	長南町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
52	大多喜町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円	0円	なし	なし
53	御宿町	高校3年生	高校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	なし
54	鑑南町	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	中学校3年生	0円又は300円	0円又は300円	なし	小1～小3:なし 通院小4以上:あり